

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第5回 松阪市路上喫煙禁止対策審議会
2. 開 催 日 時	平成27年1月20日（火）午後2時00分～午後3時50分
3. 開 催 場 所	松阪市庁舎 第四別棟
4. 出席者氏名	（委 員） ◎朴恵淑、○松浦健治郎、岩崎恭彦、小山利郎、渡邊幸香、 津村善博、高島信彦、中村哲也（◎会長 ○副会長） （事務局） 環境生活部 川口部長 環境・エネルギー政策推進課 武田課長、 中川係長、鈴木主任、植村 都市計画課 長野課長、今西室長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	記者1名、一般2名
7. 担 当	松阪市環境生活部環境・エネルギー政策推進課 TFL 0598-53-4067 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項、議事録は別紙のとおり。

第5回 松阪市路上喫煙禁止対策審議会

開催日時： 平成27年1月20日（火）午後2時00分～午後3時50分
開催場所： 松阪市庁舎 第四別棟
出席委員： 8名
 朴恵淑会長、松浦健治郎副会長、岩崎恭彦委員、小山利郎委員、
 渡邊幸香委員、津村善博委員、高島信彦委員、中村哲也委員
欠席委員： 2名
 梅本治委員、玉川義弘委員
事務局： 7名
 環境生活部 川口部長
 環境・エネルギー政策推進課 武田課長、中川係長、鈴木主任、植村
 都市計画課 長野課長、今西室長
傍聴者： 3名

事項

1. 開会
2. 部長あいさつ
2. 議題
 - (1) 路上喫煙禁止区域（案）に係る地元自治会等並びに市民意見交流会における意見について
 - (2) 禁止区域内の整備について
 - (3) 答申（案）について
 - (4) 禁止区域指定までのスケジュールについて
 - (5) その他
4. 閉会

1. 開会

●事務局

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。只今から、第5回松阪市路上喫煙禁止対策審議会を開催させていただきます。本日の審議会ですが、審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針により、原則公開の立場を取っておりますので、よろしくお祈いします。受付を行いました結果、現在、報道の方1名、一般傍聴の方2名が傍聴を希望しておりますので、よろしくお祈いします。なお、会議録作成のため録音させていただきますので、ご了承賜りますようお願いいたします。それではまず初めに、松阪市環境生活部長 川口日出一から、ご挨拶を申し上げます。

2. 部長あいさつ

●部長

失礼致します。松阪市環境生活部の川口でございます。本日はご多忙のところ、そして大変お寒い中を第5回松阪市路上喫煙禁止対策審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。この審議会の開催におきましては何かと事務局の資料の不足、また説明不足などによりまして、審議委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしてまいりましたが、委員の皆様方からのご意見・ご指導によりまして、前回の審議会におきまして禁止区域案が示すまでに至ったというような状況でございます。このことにつきましては、心から感謝を申し上げる次第でございます。誠にありがとうございます。

さて、本日は後ほど事務局から禁止区域案に係る地域住民や関係機関などへの説明、さらには、市民意見聴取会を行った結果についてもご報告をさせていただくとともに、禁止区域内の整備のあり方についてご説明を申し上げていきたいと思っております。そして、できましたら、今回の審議会におきまして、最終的に答申における議論までしていただければと、事務局として考えておりますので、委員の皆様にはよろしくお祈いを申し上げたいと存じます。

●事務局

本日の審議会は、定数10人中、委員8人のご出席をいただいております。半数以上のご出席でありますので、「松阪市路上喫煙禁止対策審議会規則第6条第2項」の規定によりまして本審議会が成立していることをご報告いたします。

3. 議題

●会長

皆様こんにちは。早くも第5回になります。前回の第4回が8月25日でありまして、若干日数がかかったところではありますが、おかげさまで第4回においてはほとんど、どういふ区域を禁止区域にしていくのかということに対しては、ある程度のコンセンサスは得られたのではないかと考えております。ただ、いきなりこの区域はこれからは路上喫煙はだ

めですよ、というふうにしても、なかなか地域住民や観光などで他地域から来られた方に対し、どういうふうに全体的な周知伝達をしていくのかという部分。それから、私達が概ね4箇所を禁止区域にしましょうという話はしたものの、本当にそれで皆さんの理解が得られるのかどうか、それを今回の第5回で決めさせていただければと思っております。皆さんのコンセンサスが得られた後、市長への答申ということを踏まえて考えなければならないので、これまで以上に協力いただければと思っております。

早速ですけど、今日の議題は大きく4つありますが、ひとつずつが重いということがありますので、第4回の8月25日をもう一度思い出していただきたいと思っております。議事録が資料として出されておりますので、事務局の方から大事な部分のみで結構ですので説明お願いできれば大変ありがたいです。

●事務局

それでは第4回審議会の主な意見と課題についての報告をさせていただきます。まず、委員の皆様からいただきました主な意見のまとめであります。事務局のほうから路上喫煙の禁止区域案として5案を説明させていただきましたが、通行者数が多く、松阪を代表する地域で、PR効果の高い地域として松阪駅周辺地区。それから、歴史と文化の街として景観を維持していくことで松阪らしさが強調される景観重点地区の通り本町・魚町一丁目及び松坂城跡周辺地区の一部。それから、景観重点地区の市場庄地区の一部を指定していくことを案といたしましてご意見をいただいたところでございます。

続きまして第4回目の課題ですが、3点になるかと思えます。1点目でございますが、禁止区域を指定するにあたりまして、地域住民への説明会の内容等を報告していただきたい。2点目につきましては、禁止区域内の看板等の設置や喫煙所の案を示していただきたい。3点目が禁止区域指定までのスケジュールを示してほしい。この3点が課題となっております。

以上、第4回審議会の主な意見と課題の報告とさせていただきます。

●会長

ありがとうございました。これで皆さんもう一度第4回の審議会の思い出していただけたかと思えます。早速ですけれども、議題1から進めさせていただきます。まず資料1と2が出ておりますけれども、地元自治会ならびに市民意見交流会における意見などが出されております。この部分に関しては新聞・テレビ等についてもかなり報道されているので、皆さんも記憶に新しいと思えますけど、資料1と2について引き続き説明をお願いします。

(1) 路上喫煙禁止区域(案)に係る地元自治会等並びに市民意見交流会における意見について

●事務局

お手元の資料1でございます。路上喫煙禁止区域案に係る地元自治会等の意見についてという資料でございますが、こちらをご覧頂きたいと思えます。地元自治会と関係団体、市民

意見聴取会の大きく3点になっております。この説明に関しましては第4回の審議会のほうで示されました、路上喫煙の禁止区域案を基に、地元自治会であるとか、関係団体の理解を得るために説明を行ったものでございます。まず1ページ目の地元自治会等のところでございます。こちらに関しましてはこの禁止区域案の中にあります自治会が、京町、京町一区、本町、魚町、殿町自治会というところで、松阪中央住民協議会役員会にて説明をさせていただいたところです。「禁止区域の指定方法として、線より面で指定したほうが良いのではないか」「商店街の部分を禁止区域に指定すべきではないか」というご意見をいただきましたが、今までの審議会での考え方を説明をする中で理解を得たところでございます。続いて三雲の市場庄地区のところでございまして、こちらは市場庄町の自治会の役員会と組長会議のほうに出席させていただきました。出席者からは違反者に対する罰則や指定区域の考え方の質問があったのですが、こちらに関しても審議会での考え方を説明をする中で理解を得ております。地元自治会関係に関しましては、概ね理解を得たものと考えております。続いて関係団体等でございます。関係団体等についてはいろんなところが関係する部分がありますので、順番にいきます。まず商店街連合会でございます。商店街連合会につきましては、ちょうど禁止区域案で示されております、松阪駅周辺地区から途中で切れておりまして、ちょうど商店街通りのところが禁止区域の案に入っていないという部分がありまして、以前から商店街さんに関しては色々とお話をさせていただいております。商店街さんのほうからは、現状から言いますと、今現在、駐車違反の取り締まりの強化によるお客さんとのトラブルがある中で、さらに4月1日からの路上喫煙の規制がかかってくると客離れが進むことが懸念されることと、商店街については居酒屋を含め飲食店が多くできてきており、だいぶ活気づいてきている状況であるところで、客離れはどうしても避けたいという強い思いがありまして、今の時点においては合意形成を図ることは困難であるということでありました。また商店街にはたばこを販売している店もありまして、この取り組みが経営にどのように影響するのかということも見ていきたいというところでございました。ただ、商店街さんとしましては、路上喫煙の禁止について否定をしているわけではなく、まず指定後の効果を見極める中で改めて商店街としては検討していくというところで、審議会としては次のステップとして検討していただきたいとのことです。以上が商店街の協議経過でございます。

続きまして松阪警察署でございます。こちらに関しましては禁止区域を指定していくに伴いまして、警察のどの部分に関係するのか分からないこともありましたので、確認の意味もあり協議に行ったところです。ただ禁止区域案を説明をする中で、警察としては罰則がないというところで、関与するところはありませんが、禁止区域の指定をしていくことへの理解は得ております。

続いて三重県タクシー協会松阪市部でございます。こちらに関しましては松阪駅 JR 側、並びに近鉄側のほうにタクシー乗り場があり、運転手の方が携帯灰皿を持ちそこでたばこを吸ってみえる光景をよく見かけるといふ部分もあり協議に行っております。タクシー協会のほうからは、禁止区域案に関しては賛成であり、啓発について、タクシー会社のほうに禁止区域のチラシ等を貼っていただけるとのことです。あと禁止区域指定後において、もしタク

シーの運転手が喫煙をしていた場合は会社と車のナンバーを連絡をすればタクシー協会から運転手に指導をするというところがございます。また、松阪支部の会議で支部長から禁止区域案の説明を行っていただいたところがございます。

続きまして東海旅客鉄道（JR）でございます。こちらに関しましてはJRの松阪駅前の一部と、踏切の部分がJRの所有地であるという部分で協議に行っております。JRとしましては禁止区域の指定に関しては賛成であるというところがございます。所有地の部分に関しましては、禁止区域に含まれておりますが何ら問題ないというところがございます。

続いて近畿日本鉄道（近鉄）でございます。こちら先ほどのJRと同じで、近鉄松阪駅前の一部が近鉄の所有地であるために協議に行っております。こちら近鉄におきましても禁止区域の指定に関しては賛成というところで、また、駅構内のポスターの設置や近鉄の所有地内に看板等を設置することに関しては協力をしますというお話がありました。

続きまして三重交通でございます。こちらはJR松阪駅前の一部が三重交通の所有地であるため協議に行っております。また、バス乗り場があるというところがございます。三重交通のほうからも基本的には賛成であるところですが、駅前の一部になりますが、三交不動産が所有している駐車場があり、そこが三重交通の喫煙所があるというところで、禁止区域を指定するにあたって、そこでの喫煙が増えるかもしれないという意見がありました。要望といたしましては、禁止区域内の路面シート等の掲示をきちんとしていただきたいとのことです。

それから、最後の市民意見聴取会でございます。こちらに関しましては審議会で検討しております路上喫煙の指定区域内のところですね、現在市として観光交流拠点施設等整備事業に係る基本計画と関連する部分が多いということにおきまして、11月29日に開催をいたしました、観光交流拠点施設等整備に係る基本計画案の意見交流会の場におきまして、審議会のほうから示されました路上喫煙の禁止区域案につきまして説明させていただきまして、出席者の方からの意見を求めるとともに、アンケート調査を実施したところがございます。出席者は87名でございましたが、アンケートの回収としては40人でした。路上喫煙の禁止区域案の説明をする中で、出席者からの意見はなく、一定の理解は得られたものと認識しております。アンケート調査結果につきましては資料2のとおりでございます。一番最後にアンケートの内容を掲載しております。路上喫煙と関連があるのが、一番目のところと、裏面の6番目のところでございます。それから2ページをお願いします。アンケート調査結果でございます。あなたについて教えてくださいというところで、40人の方々からの回答があったわけですが、松阪市内は35名、松阪市外は1名、三重県外は1名、記入なしが3名です。年齢につきましては記載の通りでございます。

それから6番目の路上喫煙の禁止区域案について、どのように感じましたかという部分でございましたが、これはアンケートに書かれました意見をすべて書かさせていただいております。意見内容について、良い点に関しましては時代の流れとして当然と感じるというところですね。それから時代的なもので仕方がないのかなとか、まちが綺麗になるので賛成です。条例ができたことすら知らなかったが、禁止区域の指定に関してはとても良い。それから、

とても大切で大賛成ですといったご意見。エリアを広げて推進してください。禁止区域の指定は良い。道路沿いパークも禁止区域にすべき。といった良い点の意味での感想をいただいております。悪い部分におきましては、最初にあります、松阪市が交通事故ワースト1のまちというところで、市長の講演でマナーが一番悪いと言われても仕方がなく、この松阪市で路上喫煙の禁止が守られるだろうか。禁止区域が狭い。もっと広げたほうがいいのでは。また条例において処罰法を作成してください。というご意見等もありました。それから禁止区域案はあまり広げないほうが良いというご意見もいただいております。ただ、全体を通してのご意見をみますと、一部否定的なご意見も頂戴しておりますが少なく、事務局といたしましては、禁止区域の指定につきましては積極的にやっていきたいと考えております。以上簡単ではありますが、資料1、資料2の説明とさせていただきます。

●会長

ありがとうございました。ただいま資料1と資料2に関して説明がありました。質問、コメントなどはありますでしょうか。

そうしたら87名の市民意見聴取会からいろいろ意見交流会、説明会などで、いま事務局から説明がありましたように、ホッとしました。否定的な意見がほとんどなく、今はこういう時代だろうということ、むしろ守らない人が出たらどうしようとか、非常に松阪市に誇りを持つ地域住民が現れてるなということで、やはり三重県内で初めての禁止区域を設置する立場にいる私達としても非常にありがたいアンケート、ヒアリング、交流会の結果かなと思っております。それを踏まえて、完璧なものなかなか難しいということで、発展型でやっていくということで、より多くの方が守っていただけるようなことにしていくことには問題がないだろうということで、資料3のところですね、禁止区域に関してどういうふう制限していくのか、これがまさに一番大事な部分だなと。それと意見の中にもあったのですが、広げたほうがいいのか、あまり広げない方がいい、それから、ちょっと裏でたばこを吸ったらどうするのか、非常にあり得るなといったような意見もありました。いま大きく4箇所となっている部分を、もう一度資料3で確認をしながら、いろんな標識とか、周知伝達をどうしていくのか、特にこの地域は景観を守るところも入っておりますので、せっかくの禁止区域の指定なので、みんなが「素晴らしい」と思われるものにするには、ご意見や指摘が大事かなと思っております。資料3をご覧ください、ここには標識とかも例が出されておりますので、それについて説明をうかがって、それからみなさんのご意見を示していきましょうか。では引き続き説明をよろしく願いいたします。

2. 禁止区域内の整備について

●事務局

禁止区域内の整備について説明をさせていただきます。資料3をお願いいたします。禁止区域内の整備、看板サイン等の設置につきましては路上喫煙禁止区域に景観重点地区が含まれているということがありますので、看板を多数設置してしまうと景観上良くないというこ

とがありますので、路面標示シートを中心に設置の方を考えております。各地区について説明させていただきます。1 ページの松阪駅周辺地区につきましては、今現在 1、2 の部分に自転車の放置禁止区域の看板がありますので、こういった看板を活用しながら路上喫煙禁止区域のほうも表示していくように考えております。3 から 24 の番号のところには路面表示シートを各通りの入口に設置を考えております。2 ページをお願いします。1、2 の自転車放置禁止区域の看板についてですが、今現在、上に描かれているような看板が設置されておりますので、こういった看板の一部を書き換えて、今現在、放置禁止区域が色づけされておりますので、路上喫煙禁止区域の部分は網掛け等をしまして、自転車放置禁止区域と路上喫煙禁止区域の違いが分かるような形で表示のほうを検討させていただいております。3 ページをお願いします。路面表示シートの案ということで、通常禁止マークについては赤が多いかと思いますが、景観重点地区に設置する際は赤だとどうしても景観を阻害してしまうため、景観に配慮した形でオレンジっぽい色を考えております。円の中については、木綿柄を考えております。サイズは直径 30cm です。続きまして 4 ページをお願いいたします。通り本町・魚町一丁目・松坂城跡周辺地区の案でございます。今現在 1、4、5、6 には観光看板であったり、ポイ捨て看板が設置されておりますので、こういった既存の看板を活用した路上喫煙禁止区域の表示と、2、3 は松坂城跡への入口となるのですが、ここへは木製の立て看板の設置を考えております。そして 7 から 21 の場所に路面表示シートの設置を考えております。そして市役所前の通りに関しては、新たに歩道が整備されておりますので、路面表示シートを設置する際は、側溝の蓋等、整備された歩道に影響のない形での設置を考えております。5 ページをお願いします。観光看板の書き換え案ですが、現在 1 の場所にはひし形の観光看板が設置されておりますので、路上喫煙禁止区域の道を色を変え、区域の分かる形で書き換えを検討しています。4、6 の看板に関しましても、今現在ある看板の地図の部分で路上喫煙禁止区域に該当する部分を色を変え、分かりやすい形で表示していこうと考えております。6 ページをお願いします。2、3 の木製の立て看板案ですが、今現在、松坂城跡の入口は、写真の上部のような状況になっておりまして、すでに木製の看板が 2 つ設置されております。ですので、同じような看板を作成をしまして、全体的な見栄えに影響を及ぼさない形で、公園内禁煙（喫煙場所を除く）を入れた案で、その裏面には公園から出られる方向けに、禁止区域のエリアが分かりやすい形で地図の掲載を考えております。この看板のサイズは高さが 75cm、横幅が 90cm、足の幅が 45cm ありまして、表示部分が縦 30cm、横 35cm となっております。7 ページをお願いします。御城番屋敷の突き当たりで、松阪工業高校すぐ横の看板なのですが、今現在ポイ捨て禁止の木製看板が設置されておりますので、このポイ捨て禁止部分を書き換えて、この部分に路上喫煙禁止区域を表示させてもらおうと思っています。8 ページをお願いします。市場庄地区なのですが、1、5 の部分には、ここから先は市場庄町ですという看板がありますので、そういった既存の看板を新しく作りかえるなどをして、この旧街道沿いが路上喫煙禁止区域であるというふうな表示をしていこうと思っています。1 から 5 には路面表示シートの設置を考えております。1 から 2 がおおよそ 230m、幅の広い 4 から 5 が 350m ほど間があるのですが、間は細い道があるだけで、大きな通りはあり

ませんので、主に大きな道と接している交差点の部分に路面表示シートの設置を考えております。9 ページをお願いします。最後に喫煙場所の案でございます。喫煙場所につきましては松阪駅周辺地区の部分に一部新設の喫煙場所を検討しておりますが、他の部分につきましては今現在ある喫煙場所の整理で対応させていただこうと思っております。松阪駅周辺につきましては、JR 松阪駅のすぐ横に交番がありまして、その裏に公衆便所がありますので、その裏の部分がこの図の右上の写真となります。トイレの横には自動販売機が並んでおりまして、少しスペースがありますので、この場所へ煙が周りの方に影響を及ぼさない形で、壁であったり屋根をつけさせていただいて喫煙場所の整備を考えております。通り本町・魚町一丁目・松坂城跡周辺地区につきましては、今現在市役所の喫煙場所が一箇所、松坂城跡の公園内には灰皿がいくつか設置されておりますが、このあたりの灰皿を整備させていただき、ある程度数を集約し、喫煙場所という形で整備を考えております。左下の写真は松坂城跡のすぐ下にありまして、よいほ小苑の観光看板の隣に灰皿が設置されておりますので、こちらを喫煙場所という形で考えております。この中に市場庄地区の喫煙場所の資料はないのですが、地元の方の意向で喫煙場所の設置は必要ないというお話がありましたので、4月1日の指定にあたって喫煙場所の整備は今のところ検討しておりません。以上簡単ではございますが、禁止区域内の整備についての説明となります。

●会長

ありがとうございました。この部分は大変重要な部分だと思います。いろいろご意見いただければと思います。

●委員

すみません。4 ページの本町の入口のところ、赤丸で9 と 10 がダブっているところ、この10の意味は何ですか。9は通り本町に入るところになると思いますが。

●事務局

10 は松阪駅の方から商人の館の方ではなく、お城の方に行く方のために、濱口農園さんの前の歩道に路面表示シートの設置を考えております。

●委員

ということは、俗に言う大手通りにはその標識等が10しかないということですか。例えば市役所の前であったりとか、2のところであったりとかはなしですか。

●事務局

景観重点地区の反対側の通りですと10だけになります。

●委員

図面で見ると分かりますが、歩いていて分かるでしょうか。例えば市民病院のほうから来たら分からないのではないのでしょうか。そこのところもう少し考えてもらったほうがいいのではないのでしょうか。

●事務局

検討させていただきます。

●委員

6ページの看板のことですが、公園内禁煙という、外側はたばこを吸ってもいいように誤解されませんか。たぶん知らない人は公園内は禁煙だと思い、前の道にぽいと捨てるような気がするのです。

●事務局

松阪公園だけはあえて面的という部分があり、公園内という形としております。

●委員

市民は公園という下の道路は公園外だと思いますよ。

●委員

喫煙所を設けるとのことですが、掃除はどうしていくのですか。

●事務局

清掃に関しましては、9ページ駅前側の新たに設ける喫煙所については公衆トイレの横のスペースに設けていくというお話をさせていただきましたが、今現在公衆トイレの清掃をシルバー人材センターのほうに業務委託をしておりますので、それと合わせた形で年間を通して清掃管理をしていきたいと考えています。あと市役所の喫煙所は松阪市の財務課が管理を行っておりますので、今まで通り財務課が管理をしていきます。それから松阪公園内と、よいほ小苑に関しては、市役所の土木課が管理をしておりますので、こちらで管理をしていただけるということです。

●委員

灰皿が置いてあってもみんながたばこをきちんと消して入れてくれるといいけど、中途半端に消してモクモクと煙が出るというパターンも考えられますので、灰皿の形状や、煙の立たない形状にしてもらったほうがいいと思います。

●委員

よその事例はわかりませんが、これだけの面積を指定する場合、表示はこれだけでいいの

ですか。少ないような気がするのですが。

●会長

禁止区域を指定する前の今は、城の中は1箇所ですか。

●事務局

お城の中は乱雑的に灰皿だけが置いてある状況です。あちらこちらという表現は悪いですがどこでも吸える状況で、市の中で協議をし、しっかりと喫煙場所を明示したいと考えています。

●委員

普段はいいのですが、氏郷祭りであったり、祇園さんとか、祭りになると賑やかになり、この場所だけではとてもじゃないけど対応できないと思います。

●委員

これが第1ステップと思うのですが、第2ステップもここで決めるのですか。

●会長

今のところとりあえず4箇所が第1ステージで、様子を見て、例えば中央商店街も今回外れていますし、また見直しをかけるものと思っています。いつ頃、どういうふうにということは今のところわかりませんが、必要性は出てくるだろうと思っています。

●委員

個人的な意見ですが、この中心の170ha全部禁止にした方がいいのではと思います。そのかわり、ちゃんと吸える場所もしっかり確保しますということが前提ですが、これだと喫煙場所が少ないと思います。

●委員

個人的なイメージをまずひとつ、道で指定する場合には道の端と端に設置されていれば基本的には長い道でなければ十分でないかと思っています。路上喫煙を禁止していく効果を上げるためには道の途中で吸えるポイントがあるというのは、望ましい状態とは言い難い気がします。それが長い道だとか、そういうことがあれば特別ですが。あと2つ申し上げますが、1つは先ほどお話のあった公園内禁煙という看板ですが、禁煙ということと、条例上禁止されている路上喫煙の禁止ということとは違うはずなのです。禁煙というのはおそらく、公園の中でたばこを吸うことを禁止しているニュアンスだと思いますが、条例では火の付いたたばこを所持することも禁止しており、それを路上喫煙の禁止と言っているはずなんです。この表現だと、じゃあ公園内は火の付いたたばこを持つことはいいのかということになりますの

で、条例上の言葉にきちんと合わせていただく必要が、看板においてもあります。分かりやすい表現が適切だという考え方もあると思いますので、どちらを優先するかということになります。たぶん今の話とも関連すると思いますし、この条例で何をやっていくかというところに深く関わってくるとは思います。実際に罰則だとか過料を科しているところでは、単にここが路上喫煙禁止区域だということを示しているだけにとどまらないはずなんです。そこでたばこを吸うと、どういう過料が科されるのかっていうことも示さないときちんと周知したということにならないはずなんです。なのでこれは他の自治体の看板標識を研究していただきたいのですが、また松阪市として何をやっていくかということに関わるのですが、もしも条例に基づき禁止区域内で指導や勧告もやっていくということであれば、この区域でたばこを吸った人には指導勧告しますということまでちゃんと分かるような標識や看板、路上シートにしていけないといけないかもしれないです。いろいろ先行事例で挙げていただいとところはそれほど熱心にやっているところではないので、そういうところでは、ここは禁止区域ですよということを示しているに過ぎない標識も少なくないと思います。例えばやっているところでは、名古屋市なんかでも、ちょっと小さな、階段と階段の間に付いているようなものでも 2000 円取るぞというふうに書いてありますので、やるならば、そこまで標識等で示さないといけないことだと思います。

●会長

松阪市は罰則はありません。かといって、条例ですから守ってもらわないといけません。そういったものをどういうふうに、それこそ松阪の難しいけど非常に面白い例になるようなものを、もう一歩踏み込んで提案などありませんか。

●委員

それ以上は市で決めていただくほうがいいと思います。

●委員

条例というのは絶対罰則がつき物なのですか。条例だけを作って、みなさん良心的にこれを守りましょうよというものはないのでですか。

●委員

あると思います。俗におどかし条例なんて言いますが、条例で禁止されてるとなると、仮にそれに違反をし、罰則がないということであっても、なんとなく心理的に訴えるところは大きいので、心理面に訴えるために、罰則はないけれども条例でルールを設けるという場合はあります。

●委員

今回の場合は罰則は決めないのでしょ。

●委員

おどかし条例にとどまるのか、それとも注意は行政職員の人たちが促していくところまで、条例ではできるっていうことになっていきますので、もしそれをやるとなると、おどかし条例にはとどまらないことになると思います。

●委員

条例を設ける以上、指導員的な人を常駐させるとか、行政の誰かがするとか、課をつくるなどしなくていいのですか。

●委員

本気でやっていくのならそこまでご検討いただく、たしか市川市の事例はそういう形で組織を作っています。

●事務局

行政が警察 OBなどを雇用し、行っています。今の考え方の中で、松阪市の今の路上喫煙率などを踏まえ、いきなり委託をしてやっていく必要があるかということについて、費用対効果を含め疑問があり、当面は行政の中でジャンパーなどを作り、パトロール・啓発に歩いて周知を図っていききたいなと思っており、その中で1年なら1年してみても、職員だけでは手に負えず、委託をする必要があるという判断の中でしていききたいなと思っています。他の自治体では、ボランティアでサポーター組織を作っているところもありますので、そういう思いを込めてまずは自分たちでやっていききたいなと思っています。またそういったボランティアができれば、そういう人たちを守るべき保険などもしっかりと1年後ぐらいには制度を整えていききたいなと今のところは考えております。

●委員

例えばそれをスケジュールの中に落とし込んでいく必要はありませんか。

●会長

正直に言って、審議会というのはだいたい2年、で、また2年というのが多いんですね。何かの答申を出したときに、付帯事項として、何々に関して検討してほしいとかを、市長に答申の段階で渡します。そこからまた考えてもらうという形にはなると思います。この審議会は答申を出して、一旦眠りに入るのかなと思うんですね。それでまた半年なり1年なりいろんな形でやってみて、その間に、これは希望事項なのですが、松阪は住民協議会や自治会が活発ですので、そこから最初はボランティアベースだとは思いますが、0がつく日などに自主的にやっていくということもあり得るかなと。そういうようなところから、またいろんなことが見えた時に、また審議会にかけてみようか、という話が次のステップで来るだろう

と思うんですね。ただ、完璧に前もって前もってやろうと思うと、いつまでたっても始まらないので、今のところ多いか少ないかもまったく分からないじゃないですか。例えばお城の公園の中に 10 箇所置ければいいのか、3 箇所か、1 箇所でもいいのか、今のところまだ分からないところがありまして、1 箇所でもきちんと運営ができるように、しばらく職員には負担がかかるかもしれないですがやってみて、状況で 2 箇所 3 箇所になるかもしれないし、そういうふうにはかできないんじゃないかなと思います。たばこもヘビースモーカーは次から次に吸うわけですし、1 時間 2 時間は大丈夫だという人もいますから。

●委員

お聞きしたいのは、例えばこういうものを設置します。例えば、5 年先にはこうなります、10 年後こういうことを目指しましょうというのを打ち出すべきなのか、それとも、とりあえず見切り発車的にやりましょう、それから全体の状況をみながら議論しましょうというのがいいのか、ここらへんのところいかがでしょうか。

●委員

理想で言えばやはり中長期的なビジョンがあった中で、最初の手はこうですよ、というのが理想だと思います。今の朴先生の話では、とりあえず、今やれることはこういうことをやって、少なくとも 4 月 1 日からこういうようなことで、進めてくださいよという答申をあげて、次のステップはまたそれ以降に考えていこうというような話ですよ。ですからある程度 1 年 2 年状況をまた見た上で、次のステップをとということです。

●委員

なんか松阪市民の体質が問われるような話ですね。

●委員

看板の書き換えのところで、2 ページですが、変更前、変更後に大きな変化がなく、今まで見ていた人は、ちょっと色が変わったただけかなとしか感じないと思いますので、周知するということが必要ですので、もう少し色柄を変えるか、デザインを変えたほうが目立つのではないかと思います。それは前の 4 ページについても同じだと思います。今までの看板のイメージが焼きついていきますので、それを払拭できるものじゃないと周知する看板にはならないと思いますので、そこらへんの検討をお願いしたいと思います。

●会長

私も 2 ページのところと同じだと思われるかなと思いました。

●委員

長い間駅の周辺に住んでいますが、この看板の存在自体を知らなかったもので、もしかする

と変更しても見られないんじゃないかと思いました。

●会長

むやみにお金をかけてやる必要はないけれど、看板というものはやっぱり見てなんぼということなので、ちょっと上手く精査していただきたいです。

●事務局

そうですね。基本的な考え方は、路面表示シートを貼る中で、それを補完する形で既存の観光案内の看板がありますので、それで周知を補完していこうという考えでいました。

●会長

いっそうのこと、ここに上手く、路上喫煙禁止のロゴなどを散りばめて分かりやすくしていくのもそれほどお金はかからないかもしれませんね。

●事務局

看板に、路面表示シートのデザインを入れ込むとか、パッと見たときに禁煙というように、その位置まで見なくても、この地域はたばこが吸えない所があるんだな、とわかるように、デザインも検討していきたいと思います。

●委員

このデザインは道路にかけると道路交通法の警察の看板みたいに見えませんか。いま会長が言ってもらったように、文面で見ても読まないから、パッとわかるように絵で訴えないといけないように思います。

●会長

色彩的にはブルーにオレンジは反対色なのでごく目に付きやすいです。それに白ですので、これは非常によく考えたものだなと思いますが、いろいろな組織がたくさんありますので、そういうものをもうちよっと参考にさせていただいて、このデザインを立てるとどうなのか、5ページの木製の立て看板には上手くはまっていますね。

●委員

この路上喫煙禁止のマークは割りと目立つので、5ページ、7ページの看板にもそのマークがあったほうが良いと思います。

●先生

文字を見て認識するより、標識を見て認識したほうが分かりやすいですね。

●委員

字を書かず、このマークだけを貼っておいたほうがいいんじゃないでしょうか。ひとつ一番心配なのが、ある程度したら浸透するけど、市民レベル的にもやはり健康とかを踏まえたまちづくりの一環として、こういう路上喫煙禁止ができたよというのも、何かわかるように告知する方法、HPに載せますよとか、チラシ打ちますよ、新聞打ちますよ、とか、テレビ、ケーブルを使うとか、何か他にいい方法はないでしょうか。

●事務局

周知につきましては、このスケジュールで答申までいきますと、市の3月広報に載せます。いま連合自治会長がみえますが、連合自治会が出している冊子にも掲載をお願いをしようかなということでも検討しておりますし、いま高島委員がおっしゃられたようにケーブルテレビなどの色々な媒体、夕刊三重新聞等にも大きな紙面で、松阪市としてスタートしますということも掲載予定です。

●会長

この路上喫煙禁止のマークはどなたの作品ですか？

●事務局

事務局のほうで考えました。色使いに関しては当初赤をイメージしていたのですが、都市計画課と相談する中で、赤だと景観上もいかなものかということで、オレンジにしていこうと考えました。中が松阪木綿となっていることも見ていただければと思います。

●会長

これだけ洗練されてるものはないと思います。大きさは道路の事情もあると思うので、これを上手くシールを貼るなり、絵を描くなりしていただければと思います。そうすると、いろいろあろうかと思いますが、健康のために、あるいは景観を美しくする目的であり、喫煙場所も数箇所設けるといふ形にし、いろんなところに、分かりやすいアピールをどのようにしていくのかを考え、看板も既存のものを活用するのはいいのですが、この標識を上手く散りばめた形で分かりやすいPRができるようにしましょう。できるだけデザインは統一したもので、大きさはいろいろあって結構ですが、4月1日から、年度が替わって、松阪が三重県で初めてこういう取り組みをしているんだよ、と、それは審議会の第1回のときにもそうしたと思いますが、誰かに罰金を取って何かするというわけではなく、まちをきれいにしていくんだという、住みやすい松阪をつくっていくことに繋がるものとして、やっていきましょうという基本的な部分についてはよろしいでしょうか。

資料4をご覧ください。答申案ですが、非常にシンプルなのですが、2月4日に提出する予定ですので、メディアや誰が見ても画になるように、いろんな部分を考えたいと思いますので、あくまでこれは骨組みとして考えていただきたいと思います。そういうところで、事

務局として考えているのは、何で、どこが、いつから、というところでまとめていただいたと思いますが、特に説明はありますか。

(3) 答申(案)について

●事務局

3 ページの「はじめに」のところでは、今までの経緯であるとか、条例の制定とか、審議会の設置、それから5回の審議を重ねていただいたというところで、今回の答申を行うという部分で「はじめに」がありまして、項目としましては大きく、一番目が禁止区域の指定の考え方。二番目が具体的な禁止区域。それから地図がありまして三番目に、会長が先ほど言われましたが、付帯事項にするのか、留意点にするのかはわかりませんが、留意点ということで書いてあります。まだ素案ということで、まだまだ文書的にも追加する部分もあると思いますので、よろしく願いいたします。

●会長

みなさんもほぼ同じだと思いますが、会長として、資料3のようなものがわかりやすく、市長は松阪の人だから、どこに何があるのかよくご存知だと思うけど、例えば看板とかも、このように変わり、どこに何箇所ぐらい標識を入れるのかなど、親切にしていきたいと思います。これが一人歩きしていくと、何がなんだかさっぱり分からないじゃないかというふうにならない程度の資料は用意していただきたいです。

●事務局

答申の中の添付資料として、会長がおっしゃられたように、資料3のようなものを、このように変えていくんだ、この表示を使うんだ、というところも答申の中でしっかりお示しをいただきたいと思います。

●会長

そのようにしたほうが、後の仕事が楽になると思います。説明に行く時も、答申の部分を上手くアレンジし持っていくとすぐ説明ができるので、そのようにしていただきたいと思いますがみなさんどうですか。

おそらく私たちはメディアを上手く活用しないといけないですよ、私たちが答申を出すときに必ずテレビ・新聞などいろんなメディアが来ると思うので、答申を手にとって「あ、わかった」というようなものにしていただくと、みなさんが楽だと思います。いちいち説明をしているのは大変なので、そういう目線で作るというのは、例えばこの答申を市のホームページに載せるのかはわかりませんが、もし情報公開請求があるかもしれないので、せっかくいま作ってもらってあるものがあるので、それを上手く使い答申を作っていただきたいです。次にスケジュールについてです。

●事務局

答申の素案でございますが、修正する部分が多いと思いますので、すぐに修正をさせていただく中で、2月4日(水)午後4時半から松阪市長への答申ということで考えております。場所は松阪市役所3階の市長応接室となっておりますので、ぜひ委員のみなさまのご出席をお願いしたいと思います。

●会長

ただ渡して終わりというわけではなく、ちょっと座って私たちの想いだとか、いろんなことを話す時間をいただければと思います。

(4) 禁止区域指定までのスケジュールについて

●事務局

資料5をお願いします。これは禁止区域指定までのスケジュールでございます。簡単なもので申し訳ありませんが、本日が第5回の審議会でございます。それで先ほどお願いをさせていただきました、2月4日でございますが、路上喫煙の審議会からの松阪市長への答申というところで日時を設定させていただいております。それから審議会からの答申をいただきましたら禁止区域の確定となりますので、先ほどの路面シートであるとか、看板の書き換えについて入札を行い、3月早々には設置をしていき、3月末までに必ずやっていきます。禁止区域については4月1日からとなりますので、3月のはじめに禁止区域の告示となります。広報の部分でございますが、広報3月号への掲載と、各自治会にはチラシを作りまして、回覧を予定しております。それから最後が4月1日から路上喫煙禁止区域の指定というところ。3月下旬には街頭啓発ということで松阪駅で禁止区域のポケットティッシュを作成し、啓発をしていきたいと思っております。

●会長

各自治会へのチラシの回覧をできるだけ早くお願いしたいです。広報もパッと目を引くようにしていただき、このように変わるということが分かるようにしていただきたいです。めでたく4月1日から三重県で初めての路上喫煙禁止が指定されれば、どんなことでもそうだけど、はじめてというのはいろんなところで取り上げられやすいので、景観を守り、健康を守り、みんなの力で良い松阪をつくるということはとってもいいことだと思っておりますので、自信を持ってやっていきましょう。そこの想いを2月4日に市長にみなさんで言っていただければと思います。そうすると今日の事項書に基づきました1から4は終わり、その他ですが、最後にみなさんのほうから何かありますか。

(5) その他

●委員

中川まちづくり協議会なんですが、来年度から中川駅周辺の路上喫煙のことを協議会の中

で進めていきたいと思います。早急にしようと思ったのが、中学生にアンケートを取ったのですが、通学路にたくさん吸い殻が落ちてると、子供が言っていますので、私もクリーン作戦をしたら本当に多かったです。そういった面でやっていく方向で考えています。

4. 閉会

●会長

それでは最後に部長からひとこといただいて終わりにしましょうか。

●部長

5回の審議会を開催していただきまして、事務局の本当に不慣れなところでいろいろご迷惑をかけたにも関わらず、忌憚のない本当に松阪市民を思っていたけるようなご意見を頂戴しながら進めていただいたこと、本当にありがたいと考えております。2月4日には市長に答申をしていただくという運びになりますけど、それが終わりということではなく、それからスタートという形で、それ以降についてもこの審議会でご議論いただいたことが、どのような形ですすめていけるのかということも検証しながら、さらに松阪市の安全安心も含めながら、きれいなまちづくりのために進んで行きたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本当に本日はありがとうございました。

●会長

ありがとうございました。これをもって、第5回松阪市路上喫煙禁止対策審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。